

高田小学校いじめ防止基本方針全体計画

学校教育目標

たすけあう かんがえる たくましい 子供の育成

(家庭・地域との連携)

- ・高田小学校PTA
- ・高田三世塾
- ・高田スポーツ少年団
- ・高田児童クラブ
- ・高田校区民会議

(高田小いじめ防止対策委員会)※特別支援教育委員会内

・本校におけるいじめの予防や防止及びその対応等に関する具体的な取組を検討し、組織的な取組を推進していく。

【共通の心得】「いじめは絶対に許されない行為である」
「体罰によらない教育の推進」

(関係機関との連携)

- ・市教育委員会
- ・県教委(総合教育センター)
- ・南九州市警察署(スクールサポーター)
- ・市福祉事務所・SSW・SC

【教育活動の重点】

- 分かる授業作りによる、確かな学力の育成
- 職員一丸となった積極的な生徒指導の推進
- たくましい心と体を育む保健・体育・安全教育の推進
- 道徳科による心の教育・情報モラル育成の推進
- 異年齢集団による体験活動を取り入れた、食農教育の推進(地域との共済によるかがやきフェスタ)
- 体験活動や異年齢集団活動を取り入れた特別活動の推進
- 人権同和教育の視点に立った仲間づくり
- 児童のニーズに応じた支援と児童や保護者への啓発を図る特別支援教育の推進
- 家庭・地域、幼保小中連携教育の充実

【年間計画】

【いじめの防止】

- 人権尊重の視点に立った学級経営、授業作りの充実により、児童が安心して通える居場所づくりや仲間づくりを推進する。
- いじめに関する職員研修による職員の資質向上を図り、正しい知識・理解を促し、人権感覚の高揚に努める。(いじめ対策必携の読み合わせ)
- いじめ問題を考える週間を中心に、道徳科や学級活動などで、いじめ問題実践授業や、人権標語づくり等に取り組み、児童がいじめ問題を自らの問題として捉えられるようにする。
- 保護者に対し、健やか相談への参加や地域行事等への積極的参加を呼びかけ、双方向の情報交換に努める。

【いじめの早期発見】

- 事例研修等で些細な変化に気付く感性やいじめを見逃さない 人権感覚を磨き、日常の観察や生活ノート、無記名アンケート、教育相談等により幅広く情報を収集する。
- いつでもどこでも児童や保護者が相談しやすい雰囲気を作り、日々の積極的な情報交換に努める。
- PTA総会や学校関係者評価委員会等、保護者や地域の会合等において、本校のいじめ防止基本方針や取組についての説明を行い、児童の見守りの協力と積極的な情報提供を呼びかける。

【いじめに対する措置】

- 特定の教職員で抱え込まず、事実確認に基づき、情報の共有等、速やかに組織的に対応する。
- 被害児童や知らせた児童を守りとおすとともに、加害児童や周りの児童に対しては人格の成長を目指し、教育的配慮の下毅然とした指導を行う。休み時間等においても教職員の目の届く体制を作り、いじめの深刻化を防ぐ。

【生徒指導の重点】

- 学級経営の充実
 - ・笑顔で接する。
 - ・自己肯定感を高める。
 - ・さん付け
 - ・Mom(見つめる、思いをめぐらす、向き合う)
- 教育相談の充実
 - ・健やか相談(年7回)
 - ・SC、SSWとの連携
- 「いじめ問題を考える週間」の取組充実
 - ・道徳科の授業実践
- 読書指導の充実
 - ・朝の読書タイム(週2回)
 - ・読書月間の取組
- 人権教育の充実
 - ・人権教室の開催(ネットキャラバンとの連携)
- 異年齢集団活動の充実(縦割り班による清掃活動、交流給食等)
- 情報教育・プログラミング教育・キャリア教育の充実(個人情報の

月	計画・評価	実態把握等	各教科・特別活動等	児童会活動	教育相談	職員研修
4	いじめ問題を考える週間の設定		道徳・学活：いじめ問題関連単元の設定	1年生を迎える会	家庭訪問	基本方針の確認
5	学校関係者評価委員会		※人権尊重の視点に立った授業作りの実践		健やか相談	人権同和教育の研修
6		学校楽しいーと				
7	取組評価アンケート(学校評価)	学校生活に関するアンケート		児童総会	子どもとの面談	事例研修
8						
9	いじめ問題を考える週間の設定		道徳・学活：いじめ問題関連単元の設定	挨拶運動の取組	健やか相談	
10						特別支援教育委員会
11	学校関係者評価委員会		人権教室(6年スマホ・携帯教室)			
12	取組評価アンケート(学校評価)	学校生活に関するアンケート			子どもとの面談	人権同和教育の研修
1	いじめ問題を考える週間の設定		道徳・学活：いじめ問題関連単元の設定			
2	学校関係者評価委員会	学校楽しいーと		全校レクの実施	健やか相談	事例研修
3	取組評価アンケート(学校評価)	学校生活に関するアンケート		6年生を送る会	子どもとの面談	

高田小いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、これまで、軽微と思われることでも積極的に把握し、「1件でも多く発見しそれらを解消していく学校こそが、家庭や地域から信頼される学校である」という認識の下、一人一人の教職員が、自分の学校、担当する学級でもいじめが発生し得るという危機意識をもち、未然防止に努めるとともに、いじめがあった場合は、いじめられている児童や保護者の気持ちに寄り添い、関係機関と連携しながら、当該児童のケアやいじめを行った児童への適切な指導に、学校全体で迅速に対応するように努めてきている。

高田小学校いじめ防止基本方針は、本校の現状を踏まえ、その根絶に向けて、学校・家庭・地域住民その他の関係者が連携して、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的活効果的に推進するために策定するものである。

そして、以下の3点を、大人である我々が子どもにしっかりと伝え、学校・家庭・地域関係機関が更なる連携を図り、いじめの問題の解決に向けて取り組んでいく。

- いじめは人間として絶対に許されない行為である。
- 大人はいじめられた子どもを必ず守る。
- 決して自らの命を絶ってはいけない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

【具体的ないじめの態様】

- 冷やかしやからかい。悪口や脅し文句を言われる等
- 仲間はずれ、集団による無視をされる等
- ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする等
- 金品をたかられたり、私物を隠されたりする等
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる等
- 携帯電話やスマートフォン等での誹謗中傷をされる等

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。（学校におけるいじめの防止）

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(2) いじめの早期発見

(いじめの早期発見の措置)

- 第 16 条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(3) いじめ問題への対応

(いじめに対する措置)

- 第 2 3 条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
- 3 学校は、前項の規定による事案の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

(4) いじめの解消について

「いじめの解消」の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3か月の期間継続して止んでいること。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。

※ 「いじめに係る行為」：心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）

4 いじめ問題への対応 (対応の段取り)

